

不正軽油等の防止について

工事施工に当たり、以下のことを遵守してください。

これを遵守しない場合は、「地方税法違反による課税処分、罰則適用」の対象となる
ことがあります。

1. 請負業者は、工事施工現場で不正軽油等を使用しないでください。
また、下請業者に工事施工現場で不正軽油等を使用させないでください。
2. 請負業者は、不正軽油等を購入しないでください。
また、下請業者に不正軽油等を購入させないでください。
3. 請負業者は、現場で県が行う使用燃料の採取調査に協力してください。
4. 請負業者は、当該工事に関して、法令（地方税法）に違反している業者が判明
した場合は直ちに監督員（又は福岡県総務部税務課）に報告してください。

～ 不正軽油等とは ～

「知事の承認を受けず製造された炭化水素油や軽油」及び「知事の承認を受けずに、譲渡、消費された燃料炭化水素油（重油・灯油等）」で、不正に課税を免れた軽油等をいいます。

地方税法第144条の32の規定により、次のことを行うときには知事の承認を受けることが義務づけられています。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和し炭化水素油を製造するとき
- ② その他軽油を製造するとき
- ③ 自動車の燃料として燃料炭化水素油（重油、灯油等）を譲渡、消費するとき

問い合わせ先 福岡県総務部税務課軽油引取税広域調査係
TEL 092-643-3348
FAX 092-643-3840

建設業者の皆様へ

不正軽油に関係した人すべてに罰則が科されます!!

- 不正軽油製造業者に原材料や薬品、施設等を提供したら
懲役刑 7年以下 罰金刑 700万円以下 法人罰金刑 2億円以下
- 製造承認を受けずに軽油を製造したら
懲役刑 10年以下 罰金刑 1,000万円以下 法人罰金刑 3億円以下
- 不正軽油と知って運搬、購入・販売したら
懲役刑 3年以下 罰金刑 300万円以下 法人罰金刑 1億円以下
- 承認を受けずに燃料炭化水素油(灯油、重油等)を自動車の内燃機関の燃料として販売、消費したら
懲役刑 2年以下 罰金刑 100万円以下 法人罰金刑 100万円以下

不正軽油とは・・・

重油や灯油を不正に混ぜる等して造った軽油をディーゼル車の燃料として販売しているものです。

不正軽油の及ぼす影響

○ 環境破壊(大気汚染)

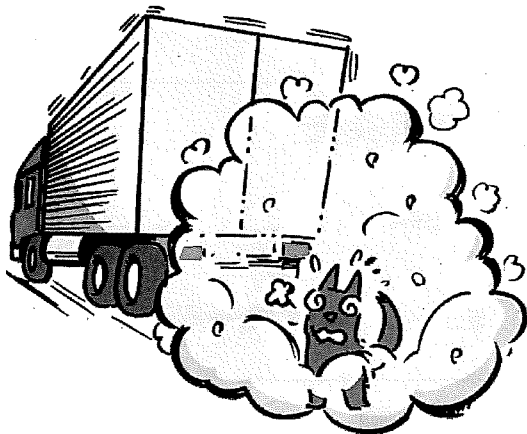
排気ガス中のPM(粒子状物質)やNox(窒素酸化物)を増加させ、環境汚染の原因となります。

○ 人体の危機(硫酸ピッチ等の不法投棄)

不正軽油の製造過程で発生する硫酸ピッチ等が不法投棄されると、土壤汚染のみならず、県民の健康を脅かします。

○ 軽油引取税の脱税

県民のために使われるべき税金が失われることとなります。



不正軽油防止の
3つのスローガン
「買わない」
「売らない」
「使わない」

不正軽油を使用すると
エンジン等の不具合の原因になります!!

～不正軽油に関する情報をお寄せください～

こんな事例、ありませんか？

- ・聞きなれない業者からの極端に安い軽油の販売、売り込みがあった。
- ・ディーゼル車の燃料として、灯油、重油を販売又は使用している業者を知っている。
- ・不審な施設に、車体にメーカーマークが入っていないタンクローリー車が頻繁に出入りしている。
- ・不審な施設から、油の臭いや刺激臭がしたり、夜間も電気がついていたりする。
- ・燃費が悪くなったり、馬力が落ちたりした。
- ・燃料フィルターが目詰まりしたり、エンジンが故障したりした。
- ・排気ガスの色が黒くなった。
- ・購入した軽油が茶褐色である。または灯油くさい。
- ・有限会社や株式会社と主張するが、商業法人登記はなく、代金の振込先も個人の口座を指定したり、他の会社の口座を指定又は現金取引である。
- ・県外の業者であり、県内に事務所がない。
- ・県外から軽油を配送してくる。
- ・飛び込みや、電話、ファックスでセールスを行う。
- ・それまで購入してきた軽油の価格より1～2円安くすると言う。
- ・連絡先の固定電話の応答がなく、携帯電話でないと連絡が取れない。

不正軽油を追放・撲滅するため、県では燃料の採取調査や聞き取り調査等を行って脱税業者の取締りを強化しています。調査の際には、この趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

不正軽油に関する情報提供先

不正軽油ホットライン

○ 電話(フリーダイヤル) 0120-734-564

福岡県税務課軽油引取税広域調査係

○ 電話 092-643-3348 ○ Eメール zeimu@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県総務部税務課